

瀬戸市議会会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年9月28日

瀬戸市議会議長 三木雪実

瀬戸市議会規則第1号

瀬戸市議会会議規則の一部を改正する規則

瀬戸市議会会議規則（昭和32年瀬戸市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(修正の動議)</p> <p>第15条 修正の動議は、その案を<u>そなえ</u>、法第115条の3の規定によるものについては、所定の発議者が連署して、その他のものについては1人以上の賛成者とともに連署して、議長に提出しなければならない。</p>	<p>(修正の動議)</p> <p>第15条 修正の動議は、その案を<u>具え</u>、法第115条の2の規定によるものについては、所定の発議者が連署して、その他のものについては1人以上の賛成者とともに連署して、議長に提出しなければならない。</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。